

## 鳥インフルエンザA（H7N9）の現状と対応について

平成29年8月24日（木）現在  
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

### <ポイント>

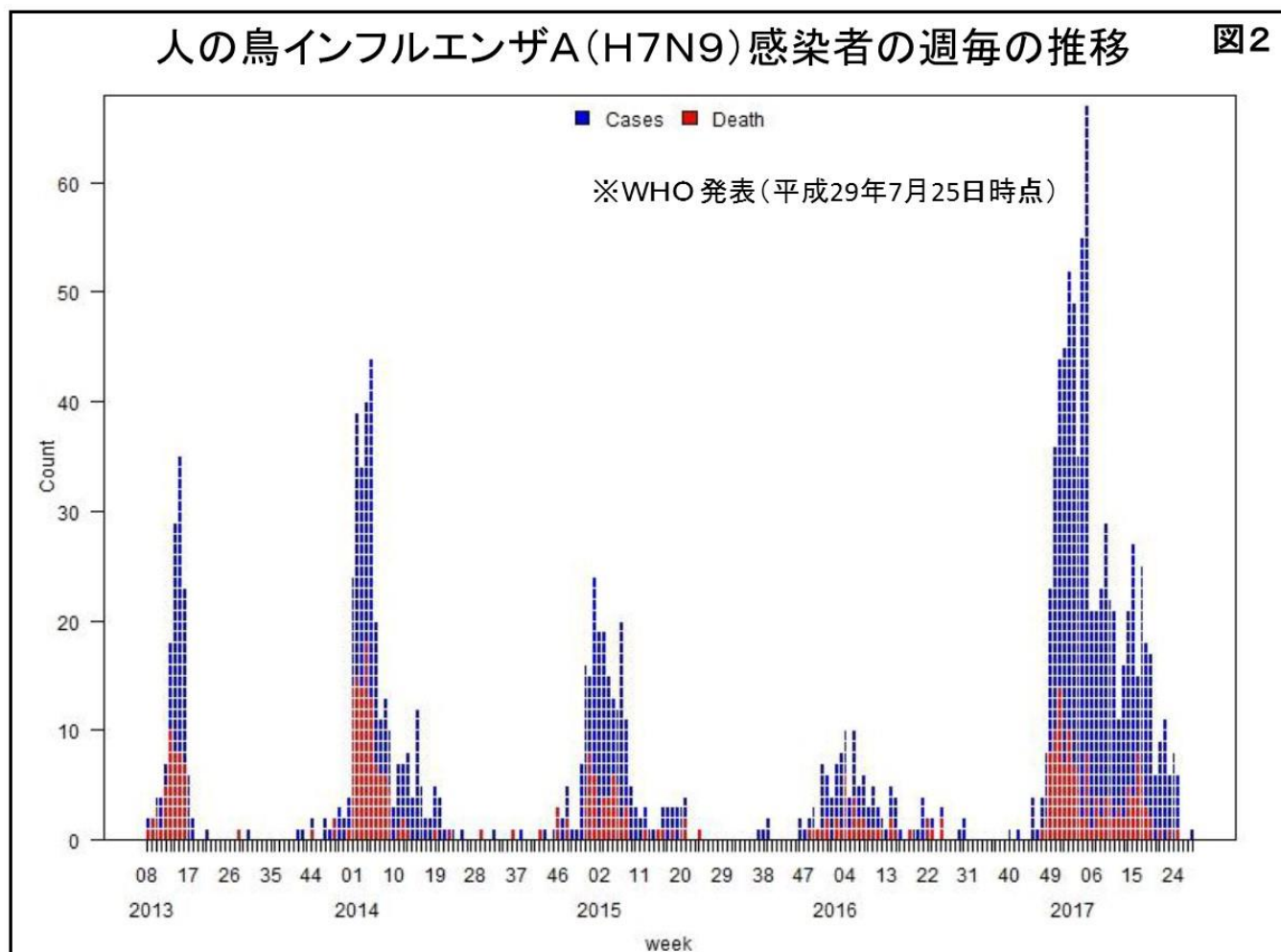
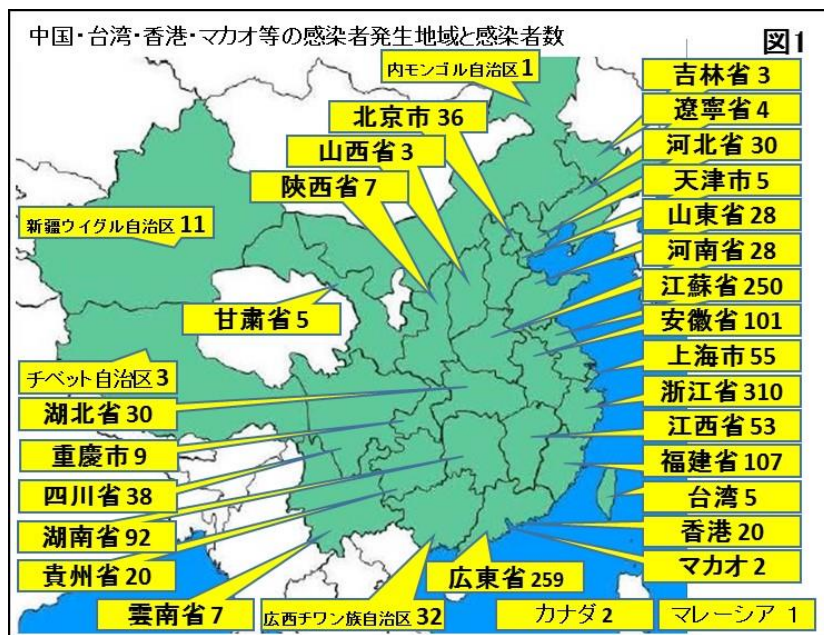
- 平成28年末から中国における感染者の急な増加がみられ、過去の流行期に比べて発生規模が大きくなっているが、感染者の状況やウイルスの性質は過去の流行期と同様とされている。
- 感染源は未確定だが、生きた家禽類等との接触による可能性が高い。
- これまで主に家族内や入院中に同じ病室となった患者間での限定的なヒト-ヒト感染が起こっているが、H7N9ウイルスは、ヒト-ヒト間で容易に感染伝播するような能力は獲得しておらず、容易に感染が拡大する可能性は低い。
- 平成28年末に、家きんに対して高い病原性を示すH7N9ウイルスが中国で初めてヒトから分離されたが、今回の低病原性ウイルスから高病原性ウイルスへの変異により、ヒトに対する病原性や感染力に変化を与えるという科学的な根拠は認められていない。
- 現在、持続的なヒト-ヒト感染は認められていないが、今後、遺伝子変異によりパンデミックを起こす可能性は否定できないことから、継続して状況を注視する。

### 1. 人における感染状況

- 平成25年3月31日に中国政府が3名の感染を公表。
- 現在までの発生状況は以下のとおり。
  - ・ 感染が確定した者：1,557名※、死亡者：605名※  
※WHOの発表（平成29年7月25日時点）に基づく。（図1、2参照）
  - ・ 上海市55名、北京市36名、江蘇省250名、安徽省101名、浙江省310名、河北省30名、河南省28名、山東省28名、広東省259名、江西省53名、福建省107名、湖南省92名、貴州省20名、広西チワン族自治区32名、吉林省3名、新疆ウイグル自治区11名、湖北省30名、天津市5名、遼寧省4名、四川省38名、雲南省7名、重慶市9名、チベット自治区3名、甘粛省5名、陝西省7名、山西省3名、内モンゴル自治区1名、香港特別区20名、マカオ特別区2名、台湾5名、マレーシア1名（輸入症例）、カナダ2名（輸入症例）

#### 【平成28年10月以降に発表された感染者】

- ・ 感染が確定した者：764名
  - ・ 発生地域：江蘇省147名、浙江省91名、広東省63名、安徽省63名、湖南省59名、江西省39名、四川省38名、福建省35名、湖北省28名、広西チワン族自治区28名、北京市28名、河北省28名、河南省24名、山東省19名、貴州省18名、重慶市9名、陝西省7名、雲南省7名、上海市5名、甘粛省5名、チベット自治区3名、遼寧省3名、天津市3名、山西省3名、新疆ウイグル自治区1名、内モンゴル自治区1名、吉林省1名、香港特別区5名、マカオ特別区2名、台湾1名
- 人における感染状況に関する参考資料：
    - ・ [鳥インフルエンザA\(H7N9\)ウイルスの感染事例に関するリスクアセスメントと対応\(平成29年3月27日更新\) \(国立感染症研究所\)](#)



※ 国内における鳥インフルエンザA (H7N9) の感染者は確認されていない。

## 2. 家きん等における感染状況

- 国際獣疫事務局（OIE）への報告によると、中国では平成 25 年 4 月から平成 26 年 6 月までの間に、9 省・1 市・2 自治区において 43 件、香港では平成 26 年 1 月から平成 28 年 6 月までの間に 3 件の低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）の陽性事例を確認。また、平成 29 年 2 月以降、中国広東省、湖南省等の 10 省・市・自治区において 22 件の高病原性鳥インフルエンザ（H7N9）の陽性事例を確認。
- 中国の動物における鳥インフルエンザ（H7N9）のモニタリング検査の結果（中国農業部公表資料）
  - ・平成 28 年  
RT-PCR 検査：300,098 検体中、19 検体で陽性が確認  
抗体検査：967,658 検体中、841 検体で陽性が確認
  - ・平成 29 年（1-6 月）  
RT-PCR 検査：529,208 検体中、303 検体で陽性が確認  
抗体検査：1,524,368 検体中、7,288 検体で陽性が確認

（参考）農林水産省とりまとめ資料

[中国における高病原性・低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）の発生状況（2017 年 1 月～）](#)  
[香港における低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）の発生について（OIE 報告）](#)

- ※ 国内の家きんにおいて、A（H7N9）インフルエンザウイルスによる鳥インフルエンザの発生はない。
- ※ 国内の野鳥（糞便及び死亡個体）を対象とした定期的なインフルエンザウイルス保有状況調査で、平成 29 年 3 月 15 日に滋賀県長浜市において採取された野鳥糞便 1 検体から、低病原性の A（H7N9）インフルエンザウイルスが検出された。遺伝子解析の結果、中国で人に感染しているウイルスとは遺伝的に異なる、水鳥由来のウイルスであると考えられた。

## 3. 関連情報

（内閣府関連）

- [鳥インフルエンザについて（内閣府食品安全委員会）](#)

（消費者庁関連）

- [鳥インフルエンザに関する情報について（消費者庁）](#)
- [鳥インフルエンザが発生しています 正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう（独立行政法人国民生活センター）](#)

（外務省関連）

- [在外邦人向けの感染症関連情報（外務省海外安全ホームページ）](#)

（厚生労働省関連）

- [鳥インフルエンザ A（H7N9）について（厚生労働省）](#)
- [鳥インフルエンザ A（H7N9）に関する Q&A（厚生労働省）](#)
- [鳥インフルエンザ A（H7N9）の発生状況について（厚生労働省検疫所）](#)

（農林水産省関連）

- [鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省）](#)

（環境省関連）

- [高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省）](#)

- [鳥インフルエンザ A\(H7N9\)に関する情報（環境省）](#)  
（その他）
- [（動画）鳥インフルエンザって何？ その対策と注意点（政府インターネットテレビ）](#)

#### 4. これまでの政府全体の主な対応

##### [関連情報：内閣官房新型インフルエンザ等対策室 関係会議の開催状況](#)

- 関係省庁実務者（局長級）の会議の開催（平成 25 年 4 月 18 日、6 月 26 日、平成 26 年 2 月 18 日、3 月 31 日、平成 28 年 3 月 25 日、10 月 17 日、平成 29 年 3 月 30 日）
- 「新型インフルエンザ等対策有識者会議専門家による情報交換の場」の開催（平成 25 年 5 月 2 日）、「新型インフルエンザ等対策有識者会議」での対応状況の報告（平成 25 年 11 月 5 日、平成 26 年 11 月 7 日、平成 27 年 10 月 29 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年 3 月 30 日）
- その他、「新型インフルエンザ等対策に関する都道府県担当課長会議」（平成 25 年 7 月 16 日）、「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会」（平成 25 年 8 月 23 日）開催。

#### 5. これまでの各府省庁の主な対応

##### （1）内閣府

- 食品安全委員会において食品安全関係情報を取りまとめ、鳥インフルエンザ A(H7N9)についてもホームページで情報提供。

##### （2）警察庁

- 平成 25 年 4 月 3 日（水）以降
  - ・ 都道府県警察等に対し、政府の対応等について情報提供。

##### （3）金融庁

- 平成 26 年 3 月 11 日（火）以降、順次、各金融機関等の関係団体に対し、中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する情報提供を実施。

##### （4）消費者庁

- 消費者に対し、鶏の肉や卵を食べても人が鳥インフルエンザ（ウイルス）に感染するおそれはないことについて、消費者庁ホームページ等により情報提供。

##### （5）総務省

- 平成 25 年 4 月 4 日（木）
  - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、患者の発生について情報提供。（消防庁）
- 平成 25 年 4 月 9 日（火）
  - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、政府の対応等について情報提供。（消防庁）
- 平成 25 年 5 月 2 日（木）
  - ・ 都道府県の消防防災主管部局に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9)の指定感染症への指定等について事務連絡を発出。（消防庁）

##### （6）法務省

- 平成 25 年 4 月 4 日（木）



- ・ 地方入国管理官署に対し注意喚起。
- 平成 25 年 5 月 2 日（木）
  - ・ 地方入国管理官署に対し、指定感染症に定められる鳥インフルエンザ A(H7N9)の外国人患者の取扱いについて通知。

#### (7) 外務省

[関連情報：外務省海外安全ホームページ 在外邦人向けの感染症関連情報](#)

- 平成 25 年 4 月 3 日（水）以降、外務省海外安全ホームページ上に感染症スポット情報を発出し、注意喚起を実施。（最新更新日：平成 29 年 4 月 18 日（火））
- 平成 25 年 4 月 1 日（月）以降、在外公館ホームページ及び領事メールにおいて、発生状況に合わせ、随時、中国における鳥インフルエンザ A(H7N9)発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施。（() 内の日付は最新更新日。）
  - ・ 在中国大使館：平成 29 年 4 月 24 日（月）、最新情報を大使館ホームページに掲載。
  - ・ 在広州総領事館：平成 26 年 12 月 1 日（月）以降、随時発出（平成 29 年 4 月 20 日（木））
  - ・ 在上海総領事館：平成 26 年 11 月 3 日（月）以降、随時発出（平成 29 年 4 月 25 日（火））
  - ・ 在重慶総領事館：平成 29 年 4 月 19 日（水）に感染症スポット情報へのリンクを掲示。
  - ・ 在瀋陽総領事館：平成 29 年 4 月 21 日（金）に最新情報を総領事館ホームページに掲載。
  - ・ 在大連領事事務所：平成 29 年 4 月 20 日（木）に感染症スポット情報へのリンク掲示。
  - ・ 在青島総領事館：平成 29 年 4 月 24 日（月）最新情報を総領事館ホームページに掲載。
  - ・ 在香港総領事館：平成 27 年 1 月 5 日（月）以降、随時発出（平成 29 年 4 月 18 日（火））。
- 平成 25 年 4 月以降、中国等における在外公館において、鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する説明会等を実施。また、在香港総および在広州総において、在留邦人向けに開催された安全対策連絡協議会等の機会を通じて同様の情報提供および注意喚起を実施。
- 本邦から感染症専門医を北京・天津・武漢・広州（平成 27 年 10 月 9 日（金）から 14 日（水））に派遣し在留邦人向けの健康安全講話を実施。

#### (8) 財務省

- 平成 25 年 4 月 4 日（木）
  - ・ 税関関連部局に対し、情報提供等を実施。

#### (9) 文部科学省

- 各国公私立大学病院に対し、中国で発生している鳥インフルエンザ A(H7N9)の患者発生に関して情報提供等を実施（平成 25 年 4 月 8 日）。
- 各都道府県・指定都市教育委員会総務課、私立学校主管課等に対し、同日付で「海外修学旅行の安全確保について」を通知し、域内及び所轄の学校へ安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼（平成 25 年 4 月 24 日）。
- 各国公私立大学等に対し、「留学生に関する鳥インフルエンザの対応について」を通知し、留学生等の安全確保に細心の注意を払うよう周知徹底を依頼するとともに、留学生の受入れ・派遣等における適切な対応を依頼。また、各都道府県・指定都市教育委員会の総務課、私立学校主管課等に対しても、同様の通知「高校生等の留学等における安全確保について」を発出（平成 25 年 4 月 26 日）。

#### (10) 厚生労働省

[関連情報：厚生労働省 鳥インフルエンザ A\(H7N9\)について](#)

- 新型インフルエンザ発生の場合に備え、省内の体制を確認。
- 平成 25 年 4 月 2 日（火）以降、発生状況等の情報を収集し、全国の自治体など関係者と情報共有を行うとともに、国民に対し情報提供を実施。

[鳥インフルエンザ A\(H7N9\)に関する Q&A](#)

- [鳥インフルエンザ A\(H7N9\)ウイルスの感染事例に関するリスクアセスメントと対応\(平成 29 年 3 月 27 日更新\) \(国立感染症研究所\)](#)

(その他以下の対応を実施)

- 平成 25 年 4 月 3 日（水）
  - ・ 検疫所においてポスターを掲示し、中国への渡航者と中国からの帰国者へ注意喚起。
  - ・ 医療機関に対し、症例情報の提供を依頼する通知を自治体に発出。
- 平成 25 年 4 月 10 日（水）
  - ・ 中国から A(H7N9) ウイルス株が国立感染症研究所に到着。
- 平成 25 年 4 月 15 日（月）
  - ・ 検査セットを国立感染症研究所より都道府県や検疫所へ発送。
  - ・ 全国の自治体に対し、国内検査体制の事務連絡を発出。
- 平成 25 年 4 月 19 日（金）
  - ・ 検疫所において到着便の乗客に対し健康カードを配布
  - ・ 国立感染症研究所よりリスクアセスメントを発表（最新更新日：平成 29 年 3 月 27 日）
- 平成 25 年 4 月 26 日（金）
  - ・ 鳥インフルエンザ A(H7N9) を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する等のための関連政令を公布。平成 25 年 5 月 6 日より完全施行。
  - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染症に関する臨床情報（国立感染症研究所まとめ）について、事務連絡を発送。
  - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版。国立感染症研究所作成）について、事務連絡を発送（5/6 改訂版送付）。
- 平成 25 年 5 月 21 日（火）
  - ・ 全国の自治体に対し、鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルス感染症に対する院内感染対策（国立感染症研究所作成）に関する事務連絡を発出。
- 平成 25 年 7 月 26 日（金）
  - ・ WHO の A(H7N9) ワクチン製造候補株のリストに、国立感染症研究所が開発したワクチン製造候補株（NIIDRG-10.1）が掲載。
- 平成 25 年 9 月 2 日（月）
  - ・ 新型インフルエンザ専門家会議を開催し、A(H7N9) ワクチンの開発方針を了承。
- 平成 26 年 4 月 22 日（火）
  - ・ 鳥インフルエンザ A(H7N9) の感染症法上の指定感染症としての指定を 1 年延長することについて、閣議決定。平成 26 年 4 月 25 日に公布・施行。
- 平成 26 年 6 月 24 日（火）
  - ・ 新型インフルエンザ専門家会議を開催し、A(H7N9) ワクチンの臨床試験の実施方針を了承。
- 平成 27 年 1 月 21 日（水）
  - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行、鳥インフルエンザ A(H7N9) を感染症法上の二類感染症に追加。鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令を廃止。

(11) 農林水産省

[関連情報：農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報](#)

※中国からの生きた家きん、生鮮家きん肉及び卵については、同国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、2004年1月から輸入を禁止。

平成25年4月以降、以下の事項を実施。

- 国際獣疫事務局（OIE）からの情報収集、農林水産省及び動物検疫所のホームページに発生状況等を掲載するとともに、都道府県に対し情報提供。
- 従来から実施している家きんを対象とした鳥インフルエンザのサーベイランス対象鳥種に飼養されているハトを追加し、陰性を確認。
- 航空会社・船会社に対し、鳥インフルエンザ等の発生国からの直行便における旅行者や入国者へのアナウンスの実施や質問表の配布についての協力を依頼。
- 入国者から携帯品として不正に持ち込まれた生鮮鶏肉・あひる肉から鳥インフルエンザウイルスが分離されたことを受け、日本への持ち込み自体を防止するため、日本への出国前に動物検疫の制度を知っていただけるよう、航空会社、在外公館、各入国管理局等に対し、ポスターやリーフレットの設置についての協力を依頼。
- 海外からの人や物の動きが激しくなる年末年始、旧正月、大型連休前等、伝染病の侵入リスクが高まる時期に、動物検疫の強化について、関係各府省庁及び都道府県に対し協力を依頼。

(12) 経済産業省

- 平成25年4月8日（月）
  - ・ 関係団体等に対して中国で発生している鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生に関して情報提供を実施。

(13) 国土交通省

- 平成25年4月4日（木）～
  - ・ 各局（鉄道局・自動車局・海事局・港湾局・航空局・観光庁）から関係団体・事業者等に対し、中国で発生している鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生に関する情報提供を実施。

(14) 環境省

[関連情報：環境省 鳥インフルエンザA（H7N9）に関する情報](#)

- 国内において定期的に野鳥の糞便（ガンカモ類平成24年10月～平成25年5月、平成25年10月～平成26年4月、平成26年10月～平成27年4月、平成27年10月～平成28年4月、平成28年10月～平成29年4月現在）及び死亡個体（年間を通じて）のインフルエンザウイルス保有状況調査を実施。
- 平成29年3月15日に滋賀県長浜市において採取された野鳥糞便1検体から、低病原性のA(H7N9)インフルエンザウイルスが検出。遺伝子解析の結果、中国で人に感染しているウイルスとは遺伝的に異なる、水鳥由来のウイルスであると考えられた。このことについて平成29年3月31日付けで都道府県等宛てに事務連絡を发出し、また関係省庁にも情報共有した。

[（参考）平成29年3月31日付け 各都道府県鳥獣行政担当部局長宛て事務連絡](#)

<関係府省庁の照会先について>

1. 人における感染状況について

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

2. 家きん等における感染状況について

農林水産省消費・安全局動物衛生課 03-3502-5994

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285 ※国内の野鳥関係

3. 関連情報について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 03-6257-1310

4. これまでの政府全体の主な対応について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 03-6257-1310

5. これまでの各府省庁の主な対応について

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課 03-6234-1124

警察庁警備局警備企画課 03-3581-0141

金融庁総務企画局政策課 03-3506-6000

消費者庁消費者安全課 03-3507-9202

総務省消防庁消防・救急課救急企画室 03-5253-7529

法務省入国管理局総務課企画室 03-3592-6852

外務省領事局政策課 03-5501-8152

財務省大臣官房総合政策課政策推進室 03-3581-7934

文部科学省大臣官房総務課 03-6734-2156

厚生労働省健康局結核感染症課 03-3595-2257

農林水産省消費・安全局動物衛生課 03-3502-5994

経済産業省大臣官房総務課 03-3501-1327

国土交通省大臣官房危機管理室 03-5253-8974

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285